

医第180号
平成24年 8月13日

各保健福祉事務所長 殿

医療課長

地域診療情報連携推進費補助金交付申請の追加募集について（通知）

このことについて、平成24年6月14日付け医第109号により交付申請書の提出を依頼し、平成24年6月25日を期限として交付申請を受け付けていたところですが、このたび、厚生労働省から追加募集の連絡がありましたので、参考までに写しを送付します。

なお、公益社団法人神奈川県医師会会長、社団法人神奈川県歯科医師会会長、公益社団法人神奈川県病院協会会長、社団法人神奈川県精神科病院協会会長、公益社団法人神奈川県看護協会会長及び各市町村医療主管課長には、別途通知しております。

（参考：厚労省ホームページ 地域診療情報連携推進費補助金（医療情報連携・保全基盤推進事業））
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/johoka/index.html

問い合わせ先
調整グループ 梶
電話(045)210-1111 内線4867



参考：地域診療情報連携推進費補助金・事務の流れについて

(※厚生労働省の通知文をもとに県で作成)

【申請の流れ】

標記補助金については、他の補助金の「事業計画の提出→内示→交付申請→交付決定」という流れとは異なり、「交付申請→交付決定」となっています。

【申請に必要な書類】

交付申請にあたっては、交付要綱に定める「第2号様式」に加え、「別紙1 経費所要額調書」、「別紙2 地域診療情報連携推進事業計画書」、「別紙 医療情報連携・保全基盤推進事業計画書」、「別紙資料」、また、参考資料として見積書やカタログ等の添付をお願いいたします。

【基準額に関する様式の記載方法について】

基準額については、申請状況を勘案して設定することとしているため、交付申請された内容を厚生労働省において審査し、事業者及び事業規模等を絞り込みの上交付決定をすることになります。

※ 必ず採択されるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

交付申請書の提出段階では基準額が未定のため、別紙1の記載方法として、基準額(E) = 選定額(F) = 国庫補助基本額(G) = 対象経費の支出予定額(D)としてください。

また、国庫補助所要額(H)についても(G) (= (D)) × 1/2となります。

この国庫補助所要額(H)の額が第2号様式の「1 国庫補助金申請額」となります。

第2号様式及び別紙1に関しては、基準額の設定後、採択事業者におかれては修正の上、再度提出していただくこととなります。

【スケジュールについて】 (予定)

9月7日(金)：県で申請書を取りまとめのうえ、厚生労働省へ交付申請書を提出。

10月初旬：対象事業者及び基準額(交付額)を厚生労働省から県へ連絡。

※ 本補助事業については下記リンク先、厚生労働省ホームページへも掲載しています。

地域診療情報連携推進費補助金(医療情報連携・保全基盤推進事業)

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/johoka/index.html)